

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">海外投資保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00052 沿革 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>令和5年1月30日 一部改正</u></p>	<p style="text-align: center;">海外投資保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00052 沿革 (略)</p>	
<p>(引受基準)</p> <p>第3条 海外投資保険の引受対象となる海外投資 <u>(再投資を含む。以下本条において同じ。)</u> は、少なくとも以下のすべてに該当するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 海外投資の投資先国等 <u>(再投資先国等を含む。以下本条において同じ。)</u> における海外投資の保護環境が、投資先国等の憲法、外資法若しくは政策声明又は投資先国等とわが国との二国間通商航海条約若しくは投資保証協定等により、十分整備されていると認められるものであること。</p> <p>三～四 (略)</p>	<p>(引受基準)</p> <p>第3条 海外投資保険の引受対象となる海外投資は、少なくとも以下のすべてに該当するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 海外投資の投資先国等における海外投資の保護環境が、投資先国等の憲法、外資法若しくは政策声明又は投資先国等とわが国との二国間通商航海条約若しくは投資保証協定等により、十分整備されていると認められるものであること。</p> <p>三～四 (略)</p>	
<p>(申込み)</p> <p>第4条 海外投資保険の申込みをしようとする者は、原則として、次の各号に掲げる日より前に、申込みを行うものとする。</p> <p>一 <u>被保険投資の相手方の対象</u>株式等又は不動産に関する権利等の取得のために、その取得のための対価の全部又は一部を送金した日又は輸出した日</p> <p>二 無償増資又は被投資法人設立以前に送金された資金又は輸出された物（以下「先行投資資金等」という。）を <u>被保険投資の相手方の対象</u>株式等に繰入れる場合にあつては、当該増資資金又は先</p>	<p>(申込み)</p> <p>第4条 海外投資保険の申込みをしようとする者は、原則として、次の各号に掲げる日より前に、申込みを行うものとする。</p> <p>一 株式等又は不動産に関する権利等の取得のために、その取得のための対価の全部又は一部を送金した日又は輸出した日</p> <p>二 無償増資又は被投資法人設立以前に送金された資金又は輸出された物（以下「先行投資資金等」という。）を株式等に繰入れる場合にあつては、当該増資資金又は先行投資資金等が <u>被保険投資</u></p>	

<p>行投資資金等が<u>当該対象</u>株式等に繰入れられた日</p>	<p><u>の相手方</u>の株式等に繰入れられた日</p>	
<p>(分割送金の取扱い)</p> <p>第5条 <u>被保険投資の相手方の対象</u>株式等又は不動産に関する権利等の取得のために、その取得のための対価を分割して送金又は輸出する場合（以下「分割送金による投資」という。）について、海外投資保険の申込みをしようとする場合は、次の各号の規定に定めるところにより、取り扱うものとする。</p> <p>一～三 (略)</p>	<p>(分割送金の取扱い)</p> <p>第5条 株式等又は不動産に関する権利等の取得のために、その取得のための対価を分割して送金又は輸出する場合（以下「分割送金による投資」という。）について、海外投資保険の申込みをしようとする場合は、次の各号の規定に定めるところにより、取り扱うものとする。</p> <p>一～三 (略)</p>	
<p>(取得のための対価の額等)</p> <p>第7条 取得のための対価の額の設定については、次の各号に定めるいずれかによるものとする。<u>ただし、日本貿易保険が認めた場合はこの限りでない。</u></p> <p>一 <u>被保険投資の相手方の対象</u>株式等又は不動産に関する権利等の取得のために実際に要した額。</p> <p>二 取得した<u>被保険投資の相手方の対象</u>株式等又は不動産に関する権利等の額面上の金額。</p> <p>三 被保険投資の相手方の<u>対象株式等の評価額により設定を行う場合にあっては、以下のいずれかによるものとする。ただし、再投資に係る損失のみをてん補する場合にあっては、以下のロによるものとする。</u></p> <p><u>イ 直近の被保険者の財務諸表等（監査済財務諸表等又はこれに準ずる書類とする。以下、本条において同じ。）において被保険投資の相手方の対象株式等として計上されている額（プレミアム等を含むことができる。）。</u></p> <p><u>ロ 直近の被保険投資の相手方の財務諸表等による簿価純資産額のうち保険申込者（保険申込者と海外投資を行った者が異なる場合、当該海外投資を行った者。）の持ち分に相当する金額（当該保険申込者が同一の被保険投資の相手方について複数の保険契約を締結する場合にあっては、当該保険申込に係る保険申込者の持ち分に相当する金額とする。以下「被保険投資の相手方評価額」という。）。</u> <u>なお、当該財務諸表等は、公認会計士又はこれに準ずる者がその適正性を保証したもの又は被保険者の監査済財務諸表等作成時の基礎書類となったもの</u></p>	<p>(取得のための対価の額等)</p> <p>第7条 取得のための対価の額の設定については、次の各号に定めるいずれかによるものとする。</p> <p>一 株式等又は不動産に関する権利等の取得のために実際に要した額。</p> <p>二 取得した株式等又は不動産に関する権利等の額面上の金額。</p> <p>三 <u>直近の被保険投資の相手方の貸借対照表その他決算関係書類若しくはこれに準ずる書類（以下「財務諸表等」という。）による簿価純資産額のうち保険申込者（保険申込者と海外投資を行った者が異なる場合は、当該海外投資を行った者。以下同じ。）の持ち分に相当する金額（当該保険申込者が同一の被保険投資の相手方について複数の保険契約を締結する場合にあっては、当該保険申込に係る保険申込者の持ち分に相当する金額とする。以下「被保険投資の相手方評価額」という。）。</u> <u>なお、当該財務諸表等は、公認会計士又はこれに準ずる者がその適正性を保証したもの又は被保険者の監査済財務諸表等作成時の基礎書類となったもの</u></p>	

<p>る場合は、当該海外投資を行った者。以下同じ。)の<u>持分</u>に相当する金額(当該保険申込者が同一の被保険投資の相手方について複数の保険契約を締結する場合にあっては、当該保険申込に係る保険申込者の<u>持分</u>に相当する金額とする。))。</p> <p>四～六 (略)</p> <p>2 <u>再投資に係る損失をてん補</u>する場合の<u>てん補</u>対象となる各再投資先企業に対する保険申込者の<u>持分</u>評価額の設定については、原則として、<u>以下のいずれかによるものとする。ただし、日本貿易保険が他の設定方法を認めた場合はこの限りでない。</u></p> <p>一 <u>被保険者、被保険投資の相手方又は中間企業</u>の直近の財務諸表等において当該再投資先企業の<u>対象</u>株式等として計上されている額及び当該再投資先企業に対する貸付金債権として計上されている額のうち保険申込者の<u>持分</u>に相当する金額。</p> <p>二 <u>当該再投資先企業の直近の財務諸表等による簿価純資産額のうち保険申込者の持分に相当する金額。</u></p>	<p><u>とする。ただし、日本貿易保険が認めた場合はこの限りでない。以下同様とする。</u></p> <p>四～六 (略)</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、プレミアム相当額を証券で定める場合の取得のための対価の額の設定については、証券に定めるプレミアム相当額に前項第3号の規定により算出した被保険投資の相手方評価額を加算した金額とする。</u></p> <p>3 <u>約款(株)第2条第2項により特約を付した場合の当該特約対象となる各再投資先企業(被保険投資の相手方が直接出資又は間接出資を行っている企業をいう。)</u>に対する保険申込者の<u>持ち分</u>評価額の設定については、原則として、被保険投資の相手方の直近の財務諸表等において当該再投資先企業の株式等として計上されている額及び当該再投資先企業に対する貸付金債権として計上されている額のうち保険申込者の<u>持ち分</u>に相当する金額。<u>ただし、日本貿易保険が他の設定方法を認めた場合はこの限りでない。</u></p>	
<p>(換算率)</p> <p>第8条 約款(株)第33条第2項第1号イ(同項第2号から第5号までにおいて第1号イを適用する場合を含む。以下本条において同じ。)及び約款(不)第32条第2項第1号の規定にかかわらず、取得のための対価の額の設定については、保険の申込みの日の属する月の1日における外国為替相場により邦貨に換算することができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(換算率)</p> <p>第8条 約款(株)第33条第2項第1号イ(同項第2号から第6号までにおいて第1号イを適用する場合を含む。以下本条において同じ。)及び約款(不)第32条第2項第1号の規定にかかわらず、取得のための対価の額の設定については、保険の申込みの日の属する月の1日における外国為替相場により邦貨に換算することができる。</p> <p>2 (略)</p>	
<p>(取得のための対価の額等の変更)</p> <p>第12条 海外投資保険契約において、保険契約者から、被保険利益の</p>	<p>(取得のための対価の額等の変更)</p> <p>第12条 海外投資保険契約において、保険契約者から、被保険利益の</p>	

<p>増加又は減少を理由として取得のための対価の額又は配当金の額の変更請求があった場合には、約款（株）第38条又は約款（不）第37条の「その他合理的事由がある場合」として、<u>対象</u>株式等又は不動産に関する権利等の売却によるもののほか、それぞれ次の方法等により当該変更を認めるものとする。ただし、被保険利益の増加を理由とした変更請求にあっては、著しい状況の悪化が認められる場合その他個別案件の事情に照らし日本貿易保険が当該変更に応じられない場合はこの限りでない。<u>なお、再投資先企業に対する保険申込者の持分評価額の変更を希望する場合には、取得のための対価の額又は配当金の額に係る変更請求と同時に行うものとする。</u></p> <p>一 （略）</p> <p>二 <u>第7条第1項第3号に基づく</u>直近の評価額に証券記載の為替換算率を乗じて得られた額が当初の取得のための対価の額を上回る場合には、被保険利益が増大したものとして超過額を上限として取得のための対価の額の増額を認める。</p> <p>三 <u>第7条第1項第3号に基づく</u>直近の評価額に証券記載の為替換算率を乗じて得られた額が当初の取得のための対価の額を下回る場合には、被保険利益が減少したものとして、その差額を上限として取得のための対価の額の減額を認める。</p> <p>四 （略）</p>	<p>増加又は減少を理由として取得のための対価の額又は配当金の額の変更請求があった場合には、約款（株）第38条又は約款（不）第37条の「その他合理的事由がある場合」として、株式等又は不動産に関する権利等の売却によるもののほか、それぞれ次の方法等により当該変更を認めるものとする。ただし、被保険利益の増加を理由とした変更請求にあっては、著しい状況の悪化が認められる場合その他個別案件の事情に照らし日本貿易保険が当該変更に応じられない場合はこの限りでない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 直近の<u>被保険投資の相手方の簿価純資産額のうち被保険者の持ち分に相当する金額又は不動産に関する権利等</u>の評価額に証券記載の為替換算率を乗じて得られた額が当初の取得のための対価の額を上回る場合には、被保険利益が増大したものとして超過額を上限として取得のための対価の額の増額を認める。</p> <p>三 直近の<u>被保険投資の相手方の簿価純資産額のうち被保険者の持ち分に相当する金額又は不動産に関する権利等</u>の評価額に証券記載の為替換算率を乗じて得られた額が当初の取得のための対価の額を下回る場合には、被保険利益が減少したものとして、その差額を上限として取得のための対価の額の減額を認める。</p> <p>四 （略）</p>	
<p>（保険契約の解約）</p> <p>第13条 以下のいずれかに該当する場合には、約款（株）第19条及び約款（不）第19条における「別に定める場合」として、保険契約の解約を認めるものとする。</p> <p>一 被保険投資が消滅した場合（約款（株）第19条にあっては、被</p>	<p>（保険契約の解約）</p> <p>第13条 以下のいずれかに該当する場合には、約款（株）第19条及び約款（不）第19条における「別に定める場合」として、保険契約の解約を認めるものとする。</p> <p>一 被保険<u>者</u>投資が消滅した場合（約款（株）第19条にあっては、</p>	

<p>保険者が被保険投資の目的たる<u>対象</u>株式等をすべて譲渡した場合又は被保険投資の相手方が清算された場合をいい、約款（不）第19条にあっては、被保険者が被保険投資の目的たる不動産に関する権利等をすべて譲渡した場合又は不動産に関するすべての権利等が完全に消滅した場合をいう。）</p> <p>二 （略）</p> <p>2 保険契約者及び被保険者が、次の各号のうちいずれかを理由として、同一の投資に対する新たな保険契約の申込を前提として、保険契約の解約を申し出た場合は、約款（株）第19条又は約款（不）第19条における「別に定める場合」として、原則として当該応当日の前日に保険契約を解約し、当該応当日より新たな保険契約を締結することができるものとする。ただし、新たな申込み内容に基づく保険契約の締結について日本貿易保険が認めた場合に限るものとし、新たに締結する保険契約の期間は解約時点における保険契約の残存期間と同じかそれよりも長いものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 てん補リスクの拡大</p>	<p>被保険者が被保険投資の目的たる株式等をすべて譲渡した場合又は被保険投資の相手方が清算された場合をいい、約款（不）第19条にあっては、被保険者が被保険投資の目的たる不動産に関する権利等をすべて譲渡した場合又は不動産に関するすべての権利等が完全に消滅した場合をいう。）</p> <p>二 （略）</p> <p>2 保険契約者及び被保険者が、次の各号のうちいずれかを理由として、同一の投資に対する新たな保険契約の申込を前提として、保険契約の解約を申し出た場合は、約款（株）第19条又は約款（不）第19条における「別に定める場合」として、原則として当該応当日の前日に保険契約を解約し、当該応当日より新たな保険契約を締結することができるものとする。ただし、新たな申込み内容に基づく保険契約の締結について日本貿易保険が認めた場合に限るものとし、新たに締結する保険契約の期間は解約時点における保険契約の残存期間と同じかそれよりも長いものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 <u>新たな特約の付保による</u>てん補リスクの拡大</p>	
<p>（被保険投資の相手方の事業の一部の対象）</p> <p>第14条 約款（株）第2条第<u>4</u>項に規定する特約は、被保険投資の相手方<u>又は中間企業が再投資先企業の対象</u>株式等を取得した上で当該再投資先企業に対して融資等を行う場合に、付すものとする。</p>	<p>（被保険投資の相手方の事業の一部の対象）</p> <p>第14条 約款（株）第2条第<u>2</u>項に規定する特約は、<u>「被保険投資の相手方の事業の一部」について当該被保険投資の相手方が他の法人の株式等を取得して実施していると認められる場合に限り</u>、付すものとする。</p>	
<p>（締結済み保険契約に係る証券統合等の取扱い）</p> <p>第15条 （略）</p> <p>2 約款（株）による保険契約（前項の規定に基づき証券統合を行ったものを含む。）であって、複数の枝が存在するものについて被保険者が希望するときは、当該複数の枝のうち二以上のものを次の各号の条</p>	<p>（締結済み保険契約に係る証券統合等の取扱い）</p> <p>第15条 （略）</p> <p>2 約款（株）による保険契約（前項の規定に基づき証券統合を行ったものを含む。）であって、複数の枝が存在するものについて被保険者が希望するときは、当該複数の枝のうち二以上のものを次の各号の条</p>	

<p>件により一の枝に変更（以下「枝統合」という。）することができる。</p> <p>一 枝統合の対象にするすべての枝において次の内容が同一であること。</p> <p>イ～ロ （略）</p> <p>ハ 取得のための対価の額の通貨</p> <p>ニ～ヘ （略）</p> <p>二 枝統合後の取得のための対価の額、当該対価の額が外貨の場合の外国為替相場及び保険金額は、次の各号のとおりとする。</p> <p>イ 取得のための対価の額 枝統合の対象にするすべての枝における取得のための対価の額の合計額</p> <p>ロ 取得のための対価の額に係る外国為替相場 枝統合の対象にするすべての枝における保険金額の合計額を設定付保割合で除して得た金額をイの金額で除して得た率（小数点第五位以下を切り捨てる。）</p> <p>ハ （略）</p>	<p>件により一の枝に変更（以下「枝統合」という。）することができる。</p> <p>一 枝統合の対象にするすべての枝において次の内容が同一であること。</p> <p>イ～ロ （略）</p> <p>ハ <u>株式等</u>の取得のための対価の額の通貨</p> <p>ニ～ヘ （略）</p> <p>二 枝統合後の<u>株式等</u>の取得のための対価の額、当該対価の額が外貨の場合の外国為替相場及び保険金額は、次の各号のとおりとする。</p> <p>イ <u>株式等</u>の取得のための対価の額 枝統合の対象にするすべての枝における<u>株式等</u>の取得のための対価の額の合計額</p> <p>ロ <u>株式等</u>の取得のための対価の額に係る外国為替相場 枝統合の対象にするすべての枝における保険金額の合計額を設定付保割合で除して得た金額をイの金額で除して得た率（小数点第五位以下を切り捨てる。）</p> <p>ハ （略）</p>	
<p>（再投資に係る<u>準用</u>）</p> <p><u>第17条 再投資に係る取扱いについては、本規程に別段の定めがある場合を除き、本規程における直接投資に係る取扱いに関する規定を準用する。</u></p>	<p>（再投資に係る<u>読み替え</u>）</p> <p><u>第17条 約款（株）第8条、第9条、第12条、第31条第2項、第7項及び第8項並びに海外投資保険手続細則（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00043）別表3に規定する「被保険投資の相手方」には、再投資先企業を含むものとする。ただし、再投資先企業の事業に係る損失を第2条第1項第2号、第3号若しくは第4号又は第2項の特約に基づきてん補する場合に限る。</u></p>	
<p>（保管義務の対象となる書類）</p> <p>第20条 約款（株）及び約款（不）に定める保管義務の対象となる書類は、次のとおりとする。ただし、第1号、第6号及び第7号は約款（株）の場合に限る。</p>	<p>（保管義務の対象となる書類）</p> <p>第20条 約款（株）及び約款（不）に定める保管義務の対象となる書類は、次のとおりとする。ただし、第1号、第6号及び第7号は約款（株）の場合に限る。</p>	

<p>一 被保険投資の相手方<u>及び再投資先企業</u>の定款</p> <p>二 海外投資（<u>再投資を含む。以下本条において同じ。</u>）について投資契約を締結した場合にあっては、その契約を証する書類（当該海外投資が増資による場合にあっては、増額増資決議を証する書類）</p> <p>三～五 （略）</p> <p>六 被保険者の<u>持分</u>に相当する金額を証する書類</p> <p>七～八 （略）</p>	<p>一 被保険投資の相手方の定款</p> <p>二 海外投資について投資契約を締結した場合にあっては、その契約を証する書類（当該海外投資が増資による場合にあっては、増額増資決議を証する書類）</p> <p>三～五 （略）</p> <p>六 被保険者の<u>持ち分</u>に相当する金額を証する書類</p> <p>七～八 （略）</p>		
<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この改正は、令和5年3月20日から実施する。</u></p>			
<p>別表</p> <p style="text-align: center;">定義</p>		<p>別表</p> <p style="text-align: center;">定義</p>	
<p>1. 海外投資</p>	<p>・法第2条第17項第1号に定める「株式等の取得」には、海外投資の投資先の国又は地域（「投資先国等」という。）の対外債務を株式等に転換する方法（以下「債務の株式化」という。）による取得も含まれるものとする。</p> <p>（以下略）</p>	<p>1. <u>対象となる海外投資</u></p>	<p>・法第2条第17項第1号に定める「株式等の取得」には、海外投資の投資先の国又は地域（<u>以下</u>「投資先国等」という。）の対外債務を株式等に転換する方法（以下「債務の株式化」という。）による取得も含まれるものとする。</p> <p>（以下略）</p>

<p>2. てん補事由</p>	<p>(事業不能等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>てん補対象企業</u> について事業の継続の不能又は1月以上の事業の休止が生じたこととは、<u>てん補対象企業</u> の事業全体についてそのような事由が生じたことをいう。ただし約款(株)第2条第3項に規定する特約を付した場合は、<u>てん補対象企業</u> に係る事業における一の事業拠点等においてそのような事由が生じたことをいう。 ・ 「事業の継続の不能」とは、事業継続が将来にわたって困難になったことをいう。施設損壊等などの物理的損害により事業を継続することが出来なくなった場合のみならず、損害の影響の継続により将来にわたって事業会社の自己資本が毀損していくような状況が見込まれることにより事業撤退した場合を含む。 ・ 「事業の休止」とは、事業再開を前提として事業会社が当該事業活動 <u>(操業開始前の活動を含む)</u> を停止すること <u>(事務所閉鎖など物理的な停止のみならず、実態として活動不能な状態になっている場合を含む。)</u> をいう。なお、<u>事業全体のうち主要な事業活動が停止(ただし、約款(株)第2条第3項に規定される別の特約を付していない場合において事業</u> 	<p>2. てん補事由</p>	<p>(事業不能等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>被保険投資の相手方</u> について事業の継続の不能又は1月以上の事業の休止が生じたこととは、<u>被保険投資の相手方</u> の事業全体についてそのような事由が生じたことをいう。ただし約款(株)第2条第2項に規定する特約を付した場合は、<u>被保険投資の相手方の事業のうち再投資先企業に係る事業のことをいい、約款(株)第2条第3項に規定する特約を付した場合は、被保険投資の相手方の事業のうち被保険投資の相手方の一の事業拠点等(約款(株)第2条第2項に規定する特約を付した場合においては当該特約の対象となる事業)</u> における一の事業拠点等)においてそのような事由が生じたことをいう。 ・ 「事業の継続の不能」とは、事業継続が将来にわたって困難になったことをいう。施設損壊等などの物理的損害により事業を継続することが出来なくなった場合のみならず、損害の影響の継続により将来にわたって事業会社の自己資本が毀損していくような状況が見込まれることにより事業撤退した場合を含む。 ・ 「事業の休止」とは、事業再開を前提として事業会社が当該事業活動を停止すること <u>をいう。</u> 事務所閉鎖など物理的な停止のみならず、実態として <u>操業不能な状態になっている場合を含む。</u> <p>(以下略)</p>	
-----------------	---	-----------------	---	--

	<p><u>拠点等の単位で停止をした場合は除く。）したもの、一部の事業活動が継続している場合は、当該一部の事業活動が以下のいずれかの理由によって継続しており、かつ、主要な事業活動が停止したことによって事業全体に重大な支障が生じている場合に限り「事業の休止」があったとみなす。</u></p> <p><u>一. 外国政府等によって一部の活動が強制的に継続させられている場合</u></p> <p><u>二. 外国政府等との間で締結した契約の義務履行のために一部の活動を継続している場合</u></p> <p><u>三. 人道支援として一部の活動を継続することが必要である場合</u></p> <p>(以下略)</p>			
<p>2. てん補事由</p>	<p>(送金危険)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>対象株式等喪失支払金等</u>」における<u>対象株式等の喪失により支払われた金額</u>については、<u>対象株式等の売却代金、資本剰余金の配当、資本金の額の減少による配当有償減資による資本の払戻し</u>その他資本剰余金の処分による配当、残余財産の分配金等をいう。 <p>(以下略)</p>	<p>2. てん補事由</p>	<p>(送金危険)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>約款(株)第2条第1項第5号の規定に定める「株式等の喪失(前4号の事由によるものを除く。)</u>により取得した金額」とは、<u>株式等の売却代金、資本剰余金の配当、資本金の額の減少による配当有償減資による資本の払戻し</u>その他資本剰余金の処分による配当、残余財産の分配金等をいう。 <p>(以下略)</p>	
<p>3. てん補責任額等</p>	<p>(損害の発生)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>損害の発生</u>」とは、<u>対象株式等及び配当金請求権については、以下のいずれかに該当する事象が発生したことによって当該対象株式等又は当該配当金請求権の評価額が減少を始めることをいい、不動産に</u> 			

	<p><u>関する権利等については、以下の一.又は二.に定める事象が生じたことによって当該不動産に関する権利等の評価額が減少を始めることをいう。</u></p> <p><u>一. 戦争、革命、テロ行為その他の内乱、暴動又は騒乱</u></p> <p><u>二. 本邦外において生じた約款（株）第2条第1項第3号イからホ（不動産に関する権利等については約款（不）第2条第1項第3号イからホ）に定めるいずれかの事由</u></p> <p><u>三. 主要な事業資産等を外国政府等によって侵害されたこと（約款（株）第2条第1項第4号に定める特約が付されている場合は、同号で定める「外国政府等による当該契約の義務不履行又はこれに反する行為」があったこと）</u></p>			
<p><u>4.</u> その他</p>	<p>(換算率)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「日本貿易保険の指定した換算率」（約款（株）第33条第7項、約款（不）第32条第7項）とは、日本貿易保険が指定する対顧客直物電信売相場とする。 	<p><u>3.</u> その他</p>	<p>(換算率)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 「日本貿易保険の指定した換算率」（約款（株）第33条第7項、約款（不）第32条第7項）とは、日本貿易保険が指定する対顧客直物電信売相場とする。 	